

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

於：国土交通省（中央合同庁舎 2 号館）低層棟共用会議室 2A2B

社会資本整備審議会

第 5 回都市計画・歴史的風土分科会及び第 12 回都市計画部会合同会議議事録

国土交通省

社会資本整備審議会 第5回都市計画・歴史的風土分科会  
及び第12回都市計画部会合同会議

1. 日 時 平成21年6月26日(金) 17:00～18:00

2. 場 所 国土交通省(中央合同庁舎2号館)低層棟共用会議室2A2B

3. 出席者(敬称略・五十音順)

〈委員〉

青山侑、浅見泰司、金本良嗣、岸井隆幸、小浦久子、越澤明、三井康壽

〈臨時委員〉

大橋洋一、佐々木誠造、高橋光壽、中井検裕、中村裕、藤吉洋一郎、松尾友矩

〈専門委員〉

国崎信江、中林一樹、松谷明彦、宗田好史、目黒公郎、吉田信解

〈国土交通省〉

都市・地域整備局長ほか

4. 議 事

(1) 都市計画部会

①部会長の互選、部会長代理の指名

②各小委員会からの報告

③今後の検討方向について

(2) 都市計画・歴史的風土分科会

①歴史的風土部会からの報告

②その他

5. 議事概要

(1) 都市計画部会

①部会長の互選、部会長代理の指名

・委員の互選により、浅見泰司委員が部会長に選任された後、部会長の指名により、青山侑委員が部会長代理に選任された。

②各小委員会からの報告

- ・都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会が報告をとりまとめましたので、資料3により都市政策の基本的な課題と方向検討小委員長から報告がありました。また、安全・安心まちづくり小委員会が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策についての中間とりまとめについて、資料4により安全・安心まちづくり小委員長から報告がありました。

③今後の検討方向について

- ・今後の検討方向について、資料5により事務局から説明し、都市計画制度小委員会の設置が決まった。

(2) 都市計画・歴史的風土分科会

①歴史的風土部会からの報告について

- ・「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」について、歴史的風土部会でとりまとめられましたので、資料6により歴史的風土部会長から報告がありました。

②その他

- ・事務局から参考資料について説明がありました。
- ・金本良嗣分科会長の辞任の申し出により、分科会長の互選が行われ、越澤明委員が分科会長に選任されました。
- ・分科会長の指名により、三井委員が分科会長代理に選任されました。

## 1. 開 会

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会第5回都市計画・歴史的風土分科会及び第12回都市計画部会合同会議を開催させていただきます。

本日は、最初に都市計画部会を開催いたしまして、その後、都市計画・歴史的風土分科会を開催する予定としております。

本日の資料でございますが、お手元の資料の山の2枚目に一覧表を入れさせていただいておりますが、11種類の資料をお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら、お申し出いただきたく存じます。

なお、この場でのご発言につきましては、挙手をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料はよろしゅうございますでしょうか。足りない方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、最初に、第12回都市計画部会を開催いたします。

## 2. 議 事

### (1) 都市計画部会

○事務局 まず初めに、2月27日付で社会資本整備審議会委員の改選が行われました。その際、白石委員、西谷委員が任期満了により退任されまして、岸井委員以外の13名につきましては再任されておられますことを、この場でご報告させていただきます。

なお、本日も出席をいただきました都市計画部会の委員及び臨時委員は、24名中12名ご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。また、今回は、都市計画部会に設置されております小委員会の専門委員の先生方にもご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

#### ① 部会長の互選、部会長代理の指名

○事務局 それでは、議事に入らせていただきます。まず、委員の改選に伴いまして、

部会長の選出を改めて行いたいと存じます。社会資本整備審議会令第7条によりますと、部会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局といたしましては、引き続き浅見委員にお願いしたいと思います。皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局　では、皆様ご異議がないようでございますので、浅見委員には、大変ご多忙中恐れ入りますが、部会長をお引き受けいただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、浅見部会長には部会長席にお移りいただき、これからの進行は浅見部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○都市計画部会長　それでは、早速ではございますけれども、まず、部会長代理の指名をさせていただきたいと思えます。部会長代理といたしましては、引き続き青山委員にお願いしたいと思います。

それでは、事務局より都市計画部会名簿を配付いたしますので、お願いいたします。

## ②各小委員会からの報告

○都市計画部会長　それでは次に、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会及び安全・安心まちづくり小委員会からご報告がございます。

まず初めに、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会につきまして、このたび小委員会が報告をとりまとめましたので、私のほうから報告させていただきたいと思えます。

この都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会、これは昨年5月に第1回の会合を開催いたしました。それ以降10回にわたって審議を重ね、本日、まさにこの直前ですが、報告をとりまとめたところです。本小委員会では、人口減少、高齢化の進展のほかに、地球環境問題の深刻化ですとか、あるいは国際的な都市間競争の激化、地方公共団体の財政状況の悪化、あるいは行政の広域化など、我が国の都市をめぐる社会経済情勢が変化する中で、今後、都市政策がいかにあるべきかということについて、調査・審議を行ってまいりました。

委員の先生は、都市政策の分野だけに限らず、非常に多岐にわたる分野から専門の先生にお集まりいただいております。委員の先生全員から、それぞれの専門分野の立場から都市政策の課題と今後の方向性についてプレゼンテーションをしていただきまして、かなり負担が大きい小委員会だったですけれども、そういった形で議論を進めてまいりました。

特に、今後の社会経済構造のトレンドが拡大成長から持続的な成長へと転換していく中

で、都市政策の基本的な枠組みとしては、急激な都市化ですとか人口集中を背景として、量的な充足というものに重点を置いたものだったのですが、しかもこれが現在維持されているわけですが、そのような枠組みでは対応に限界が生じてきているという問題意識を持ちまして、都市政策の転換の方向性を示しました。本小委員会の報告で示した方向性につきましては、本日のこの部会で後ほどご審議いただく今後の検討方向についても関連いたしますけれども、さらにこれを具体化して展開していく方策ということについて、活発な議論がなされることを期待しております。

内容については、資料3に報告書がございまして、特に資料3-4のところには簡単な概要がございまして、少しキーワードだけをご紹介しますと、例えば環境共生型の都市システムですとか、効率的な都市経営、こういったことを今後重点的に進めていく必要があるだろうということで、第4章で「今後の都市政策の方向」というのを示しております。また、特に一番下のほうに、「都市計画制度の見直しに向けて」というのがございまして、こういったコンパクト、ないしはエコ・コンパクトな都市というのを進めていくという意味では、都市経営の戦略の受け皿としての位置づけが必要なわけで、そういった都市計画制度に見直していく必要があるとか、あるいはその評価システムの構築が必要かどうか、そういったことについてまとめているというものです。

詳細な報告の内容については、事務局よりご説明をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 報告の概要についてご説明させていただきます。今、先生がお示しいただきました資料の3-4に基づきまして、ほんとうの概要だけになりますが、ご説明させていただきます。

本報告は4章による構成となっておりますが、第1章では、都市をめぐる社会情勢の変化と都市政策の課題として、人口減少・超高齢化の進展をはじめ、ここに記載してございます7項目の現状、課題認識が提示されております。特に人口減少・高齢化としては、地方部のみでなく、大都市部においても、郊外の住宅地等を中心に深刻な状況が発生するおそれのあることや、都市経営コストの効率化の要請としては、地方公共団体の投資的経費が大幅に減少する中、今後、既存の都市基盤ストックの維持・更新費が増大して、財政の大幅制約が破綻に陥ることも現実味を帯びていること等々を記載しているところでございます。

次に、第2章でございまして、今後の都市政策において基本とすべき理念・考え方が記

述されております。これまでのような拡大成長を前提とした量的充足に重点を置いた価値観ではなく、人口減少等の縮小傾向の時代を明確に意識し、将来の世代によりよいものを引き継ぐという価値観に転換していくことが必要であること、各都市が、都市の個性や実情に応じて、環境の側面のみではなく、社会、経済、文化等の多様な側面も含めて、サステイナブルな豊かで活力ある持続可能な都市の実現を目指すべきであることが記述されております。

第3章では、このような都市を目指す上で、転換を図るべき都市政策の方向を4つの視点から整理、記述しております。政策領域の拡大の視点から、都市活動の多様性を踏まえ、さまざまな政策分野を包含・連携した総合的な政策としての機能を発揮すべきであること、空間的範囲の拡大の視点から、都市活動の広域化等の現状を踏まえ、都市の外縁部やその外の区域についても都市の空間施策としても目を向けるとともに、農山漁村との共存も考慮すべきであること、時間軸の拡大の視点から、既存ストックの有効活用などの都市の効率的な運営を図り、将来像の事前明示と変化に対応できる柔軟な対応を確保すべきこと、多様な主体の参加と実践の視点から、多様な主体の協働を重視すべきこと、あるいは各主体の役割の明確化等について記述されております。

最後に、第4章でございますが、第3章までに示された現状、課題認識や理念を踏まえ、今後、都市政策が目指すべき方向性を取りまとめております。まず、基本的な方向性として、課題対応・問題抑制型の都市政策から脱却し、住民や関係者の合意のもとに都市の将来像を描き、その実現を目指すビジョン実現型の都市政策に転換することの必要性について記述しております。

続いて、この将来ビジョンについて、全国的・国際的な課題を踏まえた4つの共通の方針を提示しております。1つ目は、「『エコ・コンパクトシティ』の実現」であり、集約型の都市構造を目指すとともに、自然環境と共生するシステムをあわせ持つことにより、人口減少、財政制約、地球環境問題といった諸課題への対応を図る都市像を提示しております。また、その実現方策として、柔軟な市街地整備手法等による拠点市街地の再構築、公共交通による拠点市街地間の連携強化、セクター別のアプローチにとどまらない総合的な都市環境政策の展開等について、それぞれの方向性を記述してございます。

このほか共通の方針として、リスク情報の整備活用等による安全で安心して暮らせるまちづくり、国際ビジネス拠点としての機能強化などによります、都市の国際競争力の強化と、国際都市連携の推進、都市の有するさまざまな資源等を活用した、美しく魅力ある都

市の実現等について記述してございます。

また、これらの都市像を実現していく上での政策展開のあり方について、「多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進」として、国や地方公共団体等の公的機関によるまちづくりのみでなく、住民や企業、NPO等の民間主体に期待される役割や、その活動に対する支援の必要性について記述してございます。

最後に、「制度見直しの検討の方向性」として、本報告を踏まえて、今後検討が進められる都市計画制度や市街地整備制度の見直しについて、都市計画における政策性・実現力の強化や、柔軟な整備手法による拠点的市街地の再構築など、当面の見直し検討の方向性が取りまとめられております。

以上が本報告の概要でございます。

○都市計画部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告、ご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○J臨時委員 今、お話をいただきましたことはよく理解できます。その中で、新市街地の区画整理事業というものが、これも国なり地方自治体からの推奨で現在まで進めてまいりました。人口減少とあわせて少子高齢化が進む中での新しいまちづくりに取り組むということはよくわかるのですが、従来進めて参りました新市街地の区画整理の保留地の処分について、現在処分ができないという状態で非常にお困りの方が多いです。その中で「まちづくりの母」として言われていた区画整理事業に対する不信感が起きてくるような状態になっては困ると思います。組合事業でやっている場合は、組合役員の理事長はじめ役員の皆さんが、それぞれ金融機関に連署をしまして保証債務を負っているということで、この方らはみな無償でやっているわけでございます。給与を取らずに組合役員としてやっているわけですから、国なり地方自治体の推奨でやってきたことが、とどのつまり組合事業の解散ができないという状態に追い込まれて、気がついたら、何をしてきたのだろうというように状態に追い込まれているということで非常に困っているというものが出てきております。その点を、一遍負の遺産の清算としてお考えいただくということは、この時期大事なのではないかなと。新しい政策を突き進める上でも、非常に大事な時期ではないかなと思います。それが1点。

もう1点が、まちづくりがなかなか進まない。すばらしい制度をおつくりいただいてや

っても進まないということがありまして、これは、既成市街地の中では権利が輻輳しております。権利者の数が非常に多いのです。それらの合意形成を地方自治体だけで受けると、なかなか事業が進まないという状態にあると思います。そのときに、各地方自治体には、地域に信頼の厚い商工会議所なり商工会があります。市町村は、商工会議所や商工会と連携をもっと深めてまちづくりを進めるべきではないかなと思っております。それに対して、まちづくりに対する事務手数料がかかりますから、それ等の費用についての配慮が政策的にできないものかということを考えております。2点ちょっと申し上げます。よろしく願います。

○都市計画部会長　　どうもありがとうございました。都市・地域整備局長よろしく願います。

○都市・地域整備局長　　はい、お答え申し上げます。

今のお話は、私たちも問題意識としては全く同じように考えております。今日、おまとめいただきました「エコ・コンパクトシティ」を進めていく上では、特にコンパクトというものの考え方からすれば、基本的に、これから新市街地の開発としての区画整理を、これまでと同じような物の考え方で進めていっていいかどうかというのは、見直しをする時代に入ってきているものと認識をしております。具体的にどうやるかは、今後部内で、今日のご報告をいただいて検討したいと思いますが、考え方としては、これまでと同じような新市街地の区画整理を続けるということはいかなるものかという基本的な考え方を持っております。

一方で、ただ現実問題はさることながら、今、とりかかっている区画整理事業について、これをどうするのかというお話がございました。例えば組合でいいますと、組合長さんをはじめ理事さん方がそれぞれ個人保証になっていて、しかも地価が思うように伸びずに、これ以上処分もままならないというような事例があって、それをどうするのかというお話だろうと思いますが、実は、これは昨年度の補正予算でもそうですし、今年度の補正予算でもそうですが、例えば組合の区画整理事業の場合で資金の借り換えをする場合、これまで対象ではございませんでしたが、これを都市開発資金で無利子の国費でもって貸し付けをするというような制度も入れました。

ただ、そのときの考え方は、区画整理事業を前と同じ進め方をするのではなくて、今、J臨時委員がおっしゃいましたように、区画整理の区域を見直してみる、あるいは区画整理でもともと予定しておりました、例えば細街路の整備をどうするかといったようなこと

からしますと、その整備率を見直してみる。いわば区画整理の公共的整備の割合を見直すということを通じて、一方で事業費を圧縮する。そういういろいろな工夫をすることと併せて、借り換え資金については無利子で提供する。一方で、当然ですが、補助対象範囲も拡げる。そういうようなことを組み合わせることによって、採算がとれるものについては早急に区画整理をすることができるというような仕組みも導入しているところです。

ただ、いずれにしても、そういうことだけで、ほんとうに先ほどJ臨時委員がおっしゃっているような区画整理が実効力のある都市改造の手法として、今後も関係権利者といえますか、関係者の皆さんの支持を得られて活用していくためには、今までどおりのやり方でやっていいわけではないと思っておりますので、とりあえず対応している措置に加えて、根本的にどうするかということを真剣に考える時期だし、考えていきたいと思っております。

それと、もう一つは、まちづくりの担い手のお話だろうと思いますが、そういう新しい担い手も、私たちとしても、新しく登場してきていただけるということは非常に期待しておりますし、そういう新しいまちづくりの担い手の皆さん方に対して、いろいろ支援の手を差し伸べていきたいということは、今年も一部やりましたが、引き続き地元のニーズ、実態のニーズに合わせていろいろ工夫をしていきたい、そういう点にも力を入れていきたいというのは、J臨時委員のおっしゃるとおりだと思っております。

○J臨時委員　ありがとうございます。

○都市計画部会長　どうもありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○G委員　ちょっと意見を申し上げたいと思います。現在の都市計画法をやったときの経験から、私は、やっぱりあのときの理想が必ずしも達成されたかという点と、むしろ挫折した部分があるかと思っております。ここの資料にもコンパクトシティがうたわれていますが、当時もやっぱりスプロールを防止するというので、市街化区域制度によってコンパクトなまちをつくって公共投資を効率化し、農村は守っていくという制度を作り、土地開発に許可制度を利用して、いい都市を作っていこうとしたわけです。現実には市街化区域が増えてしまって、だらだらとスプロールが現実になってしまいました。したがって、連坦市街地が東京から、極端に言うと名古屋まで続いているという、欧米の都市計画から見ると、どうかと言われてしまう状態になっているのです。翻って考えると、制度の実効化の見通しが不足していたかもしれないという気もするんです。ただ、この資料を

拝見していると、佐々木意見がご提案になったコンパクトシティにエコを入れてやろうと  
しているように思えます。

青森のコンパクトシティは、農村地帯の郊外地に建てた公営住宅などをまちなかに戻し  
てやろうとおっしゃっておられたので、農地も緑もきちんとある都市というわけですね。  
都市農村計画という、イギリスの都市計画の考え方にのっとりたようなものをまだ捨てな  
いのであれば、ぜひそれをやってみたらどうかと思います。

それから、もう一つの反省点を申し上げますと、コンパクトな市街化区域をつくって、  
調整区域ではいい団地だけをつくっていこうという許可制度は、日本の国民性になかなか  
定着しなかったのではないかという気がするのです。私は、県で実際におきていること  
を見ていたのですが、市街化調整区域の団地開発についての許可制度の利用は、当時の知事  
から、それはできないんだって言われるのです。やっぱりいろんな利権絡みに見られて、  
ですから公平性という観点から、あるAという開発を認めると、B、Cを認めないとい  
うこととどうやって区別できるのだと。非常に難しいので、この制度は使えないのだと。実  
際にやってみると、どうしても土地の絡みで、ヨーロッパなんか規制を非常に強くやりま  
すけれども、なかなか日本の場合は規制でやるわけにいかないし、したがって、国民の意  
識が自分たちでまちをつくっていこうという、そういうところにもっと力を入れないと、  
いいまちにまたなっていくような気がするので、次回、抜本的に都市計画制度を見直  
すのであれば、そういった今までの経験、反省を考慮に入れてやっていただきたいとい  
うことを、意見として申し上げたいと思います。

○都市計画部会長　　どうもありがとうございます。

○都市計画部会長代理　　すみません、一言だけ。今回のこの報告は、集約型都市構造を  
進めるために都市政策の基本をどうするかということで、転換期にある都市政策の基本的  
な考え方を示しているわけですが、これを制度とか政策でさらに具体化していくと  
いう検討が一方で必要なのと、もう一つは、やはり、公共部門からの政府、あるいは自治  
体の政策、あるいは特に公的な資金をどう使っていくかということも一方でないと、実現  
しないと思います。

区画整理の保留床の問題もそうですし、老朽マンションの建てかえの問題もそうですし、  
そのほかの市街地再開発の問題も同様だと思うのですが、今のように極端に民間の  
資金が収縮している時代に、一方で、かつて果たしていた開発銀行だとか住宅金融公庫だ  
とかそのほかの機能が、一方で収縮というか、廃止されたままになっているという状態だ

と、政策を幾ら打ち出しても、それに対する資金供給という手段が講じられないと実現できないわけなので、私は前の制度を復活させるべきだと言っているのではないのですが、新しい、そういった実現のために支援する制度というの、やはり一方で検討されなければならぬと思います。

○都市計画部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策についての中間とりまとめについて、安全・安心まちづくり小委員会の委員長よりご報告をお願いいたします。

○安全・安心まちづくり小委員長　それでは、安全・安心まちづくり小委員会の中間とりまとめに関して報告申し上げます。

資料の4というものがございまして、それを1枚お開きいただきますと、そもそも安全・安心まちづくり小委員会はどういう位置づけで動いているかということが書いてございます。平成17年の諮問の中の1つとして、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」というものがございまして、それを検討する小委員会として昨年の9月に設置されました。

もう1枚めくっていただきますと、メンバーが書いてございまして、さらにもう1枚めくっていただきますと、資料4-3として、これまでの審議経過が書いてございます。6回にわたりまして、ゲストスピーカーからの発表も交えた議論をいたしてまいりました。災害リスクが高まっているとか、人口減少の状況にあるとか、そういう状況の変化の中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためにどういった政策をとるべきか、その方向性について今般、中間のまとめを行ったものでございます。

中間とりまとめのポイントは、その次にパワーポイントの形で出ておりますが、リスク情報を十分に活用すべきであるとか、あるいは行政だけではなくて、地域や企業、住民それぞれが、リスクを認識して連携をすべきであると。あるいは、施設整備に加えて、土地の使い方、あるいは地域力の活用といった多様な手法を組み合わせるといふようなことを掲げているところでございます。

なお、本小委員会に与えられたテーマは、具体的な推進方策を検討するというところでございますので、本中間とりまとめを踏まえて、今後、具体的な推進方策について引き続き検討をしていくという予定でございます。

中間とりまとめの詳細につきましては、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、中間とりまとめにつきまして、内容につきましてご説明申し上げます。主に、ただいま委員長のほうからありました、今の資料4-4の概要の1枚紙を使って説明いたしますけれども、全体の構成につきましては、資料4-5、本文の目次のところもあわせてご参照いただきながらと思います。

本ビジョンは4章構成となっております。まず第1章では、本小委員会の設置の趣旨について記述いたしますとともに、この中間とりまとめの位置づけでございます、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」を検討するに当たっての方向性を示すものという位置づけを記述してございます。また、「被害＝ハザード×脆弱性」とあらわすことができるということを踏まえまして、都市の持つ脆弱性を減少させることが必要であるということをお述べてございます。

次に第2章でございますけれども、現状と課題について記述してございます。自然災害対策や日常の安全・安心対策に関しますこれまでの取り組みについてまずレビューいたしますとともに、資料4-4の上段に書いてございますように、新たな課題といたしまして4点整理をいたしました。1点目、ハザードの増大等に対して施設整備のみによる対応では限界があるというようなこと、2点目、地域におけるハザードへの対応力が低下しているといったこと、3点目、リスク情報が充実しつつあるものの、まちづくりへの活用は不十分であること、4点目、戦後、開発圧力によって必ずしも安全性が高くない地域の宅地化が進展してきておりますが、最近では中心市街地の空洞化等さまざまな課題が発生していると、こういった4項目について整理をしてございます。

これを受けまして、第3章で、今後の政策展開の方向性について述べてございます。まず、基本的な考え方といたしまして、今、委員長からもございましたけれども、2本柱を立ててございます。1つ目の柱は、「リスク情報の活用と連携によるまちづくり」といたしまして、行政、地域、企業・住民のそれぞれがハザードや都市の脆弱性について認識をし、対応策を持ち、連携して取り組むべきであって、そのためにはリスク情報を十分活用することが必要であるとしてございます。2つ目の柱は、「多様な手法の組み合わせによるまちづくり」といたしまして、公共施設整備とあわせまして、土地の使い方の工夫や地域力による対応など、多様な手法を組み合わせることが重要でありまして、それぞれの主体が長期的視点による都市の将来像を共有することが重要であるとしてございます。

次に、今申し上げました基本的考え方を踏まえた政策の方向性につきまして、4項目にまとめてございます。1つ目は、「リスク情報の明確化、周知」といたしまして、ハザード

マップ等の整備を進めるとともに、分野別に整備されてきているリスク情報を横断的に整理し、総合的に都市のリスクを分析すべきであること、それから、わかりやすい形での住民等への周知が重要であること等を記述いたしております。

2つ目でございます。「リスク情報を活用した都市の将来像の検討」といたしまして、各主体の取り組みの積み重ねによって安全性を向上させるためには、長期的視点を含む都市の将来像の共有が必要、計画づくりの仕組みの必要性等について記述してございます。

3つ目でございますが、「将来像を踏まえた都市構造への誘導」といたしまして、例示を掲げつつでありますけれども、土地の使い方の工夫を誘導するための手法について記述いたしますとともに、施設整備につきまして、効率的な整備、維持管理、あるいは民間施設の誘導・活用等について記述してございます。

4つ目は、「地域力による安全性の向上」といたしまして、企業や住民等、地域における共助の取り組みが重要である。地域力を発揮しやすい環境整備が必要であるといったことを記述いたしております。

最後に第4章でございますけれども、今後の推進方策の検討に当たっての留意点といたしまして、各主体の役割分担と連携、あるいは土地の使い方の工夫、この2点について記述をいたしております。

以上が、安全・安心まちづくりビジョンの概要でございます。今後は、本ビジョン、中間とりまとめに基づきまして、具体的な推進方策について検討を進めていく予定としてございます。

以上でございます。

○都市計画部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告、ご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

○G専門委員　　ちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほど、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会、こちらは報告なんですね。その中に、「安全で安心して暮らせるまちづくり」という項目がございます。その3つの項目が書かれているんですけども、内容的に今ご説明のあった中間とりまとめとしての安全・安心まちづくり小委員会の報告と齟齬するというよりも、かなり内容が抑えられているんですけども、逆に言うと、これは中間まとめということで今報告をされたわけですが、そのうちのこちらの報告に入っている部分というのは、中間まとめを通り越して、報告として一応位置づけたと理解し

てよろしいのでしょうか。

○都市計画部会長　いかがでしょうか。

○G専門委員　内容がどうこうではなくて、内容としては、私はすごく適切であると思っています。特に全体が、先ほどの「エコ・コンパクトシティ」を目指そうという中で、土地利用の、特に大都市、あるいは都市の周辺部をどういうふうにメリハリをつけた土地利用にしていくかというのが、環境的にも非常に大事ですし、防災的にもそういう意味では非常に大事で、その点がハザードの高いところを避けて、安全なほうへ長期的には土地利用をシフトしていこうと、そういう位置づけをきちっとしていただいているので、これは素晴らしいと私は思っているのですが、もうそこは報告として位置づけたということで、次の、我々の中間報告を最終段階に議論する上でのまとめをさせていただくということでよろしいのでしょうかという確認です。

○事務局　よろしいのでしょうか、ちょっと事務局からですが、これは、いずれの小委員会のもも、この都市計画部会に対する報告という意味では、いずれも同じ報告でございます。基本的な小委員会のほうの報告につきましては、並行して進められておりましたこの安全のほうの小委員会の議論を踏まえた上で、その一部を抽出する形であの中に盛り込ませていただいておりますので、そういう意味では、いずれも部会に対する報告と。安全のほうにつきましては、さらに今後審議を進めた上で、最終的なものにしていくということでございます。

○都市計画部会長　よろしいのでしょうか。はい、どうもありがとうございます。ほかに特になければ、それでは次の議事に移らせていただきます。

### ③今後の検討方向について

○都市計画部会長　今後の検討方向について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、都市計画部会における今後の検討方向につきましては、資料5-1によりましてご説明をさせていただきます。

先ほどご報告がございましたように、今後の新たな都市政策の方向性がとりまとめられますことを受けまして、これを都市計画制度の見直しにつなげていくべく、そのための小委員会の設置をお諮りするものでございます。小委員会の検討事項でございますけれども、資料中段、2に記載してございますけれども、現行の都市計画制度について、先ほどご紹介

介もございましたけれども、「エコ・コンパクトシティ」等、今後の都市政策の方向の実現の観点から、まずざっと全体的な総点検を行っていききたい。その中で、論点の抽出をスタートラインとしてお願いすることになると考えています。

その上で、都市計画制度の具体的な見直しの一種工程表的なもの、早急に措置すべきもの、あるいは総合的な検討の上で順次措置すべきもの、こういった仕分けを念頭に置きながら、①から③に例示いたしましたような諸課題について、早急に措置すべきものから、順次制度的な対応策についてご検討をお願いいたしたいと存じます。

スケジュールでございますけれども、本日、小委員会の設置をお認めいただきました上で、7月中にも審議をスタートさせていただきまして、先ほど申しましたように、地方分権の動きなどに合わせて早急に措置すべきものにつきましては、年明けにも第1次のとりまとめをいただいて、通常国会への法案提出を目指していききたいと存じます。この検討の終期、ゴールにつきましては、具体的にいつまでと設定しにくくございますけれども、総合的な検討の上、順次措置すべきものにつきましては、第1次とりまとめ後も来年以降、引き続きご審議いただきながら、逐次成果として出していきたいと存じます。段階的な形にはなりますけれども、全体としてなるべく早く形になるよう、事務局としても努めてまいります。

資料5-2は、ただいまのご説明の参考として、17年の諮問趣旨の関係部分と、これまでの検討経緯の見取り図を改めてつけてございますので、ごらんいただければと存じます。以上でございます。

○都市計画部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問もないようですので、資料5にございますように、都市計画制度につきましては、都市計画制度小委員会を設置しまして、今後審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市計画部会長 どうもありがとうございます。ご異議がないようですので、そのようにしたいと存じます。

なお、小委員会に属する委員、臨時委員、専門委員の選任につきましては、私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市計画部会長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第12回都市計画部会を終了いたします。

それでは、事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。

## (2) 都市計画・歴史的風土分科会

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、第5回都市計画・歴史的風土分科会を開催させていただきます。

なお、本日ご出席をいただいております委員及び臨時委員につきましては、24名中14名でございます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これからの進行は金本分科会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○分科会長 それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

まず、分科会会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。分科会長代理として、越澤委員をお願いをしたいと存じます。越澤委員、よろしく願いいたします。

○F委員 よろしく願いいたします。

### ①歴史的風土部会からの報告

○分科会長 それでは、次の議事に入らせていただきます。

昨年9月25日に、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」という諮問をいただきまして、審議会長から当分科会に付託されました。その後、歴史的風土部会に付託して、このたび、歴史的風土部会報告がとりまとめられましたので、歴史的風土部会長のほうからご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○歴史的風土部会長 資料6でございます。かなり大部でございますが、右下に通しページがございまして、経緯と内容の要点のみご報告させていただきます。

まず1ページでございますが、改めて繰り返してございますけれども、昭和41年に古

都保存法が制定された際に、明日香村については全域が古都保存の規制を受けることになりました。その関係で、まず昭和45年に最初の諮問・答申がなされまして、閣議決定のもとに、明日香村の保存と地域住民の調和について、これまで取り組みがなされてきたわけですが、やはり特別立法が要るということで、ほぼ10年ごとに諮問・答申がなされてきてまして、昭和54年の諮問に基づき明日香法が制定されて以降、10年ごとの審議会で議論され、国としての基本方針の制定、整備計画の実施、これらが順に進められてきたところをごさいます、ちょうど今回、平成20年から新たに諮問・答申がなされたということをごさいます。

今回の経緯につきましては、5ページをおあげいただきたいのですが、平成20年9月25日にこの審議会で諮問がなされまして、本年5月29日に、部会答申の議論が終わりまして、本日、9ページ以降に全文がごさいます、部会報告がとりまとめられました。この報告につきましては、6月15日付で、書面により部会長から分科会長に報告がなされておまして、今後、社会資本整備審議会長の決裁が終わりますと、国土交通大臣への答申がなされると。部会報告の表紙がその際に入れかわって答申となるという経緯でございます。

内容の概要につきましては、本文は時間の関係で割愛させていただきまして、7ページに概要の1枚紙がごさいます。問題意識、背景、経緯のところはさておきとしまして、最後の第5章の部分がこの報告の結論の内容でございます、5点ほど、今後取り組むべき施策のあり方ということで報告させていただきました。

5章の目次のとおりでございまして、全村規制を受けているという中で、歴史的風土と住民生活の共生を支える土地利用のあり方。また、歴史的風土にふさわしい景観の維持及び向上。歴史的・文化的遺産の保存と利活用。明日香につきましては、重要な発掘等が今でも続いておりますが、この保存と利活用。それから、歴史的風土を活用した産業振興による地域活力の向上、特に、やはり農林業を主体として歴史的風土が維持されておりますので、そういう問題について。また、今後の支援のあり方について、ということをごさいます、本文についての説明は割愛させていただきます。ぜひ、今回の部会が答申としてまとめられた暁には、国の事務局、また奈良県および明日香村においていろいろご検討されて、施策が展開されることを部会の委員一同願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございまして。

○分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問とかご意見がございましたら、お願いをいたします。

よろしゅうございますか。ご存じの方はよくご存じだというふうな感じでございますので。それでは、どうもありがとうございました。

## ②その他

○分科会長 それでは次に、事務局のほうから参考資料についてご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○事務局 参考資料1でございますが、景観法・都市緑地法のフォローアップについてということでございます。平成15年7月に、国土交通省として「美しい国づくり政策大綱」を定めておりまして、これを受けて、平成16年に、我が国で最初の景観に関する総合的な法律である景観法を制定いたしますとともに、都市緑地法等の改正、いわゆる景観緑三法の改正が行われているところでございますけれども、先ほども都市政策の基本的な方向の報告の中でもご指摘がありましたとおり、美しく魅力ある都市の実現というようなことの重要性が指摘されている中で、ちょうど法律の施行が5年目に入るものでございますので、これらの施行状況のフォローアップの作業を始めたいと考えております。また今後、必要に応じてご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続きまして、参考資料2と参考資料3について簡単にご説明をさせていただきます。

参考資料2のほうでございますが、これは今国会で改正いたしました都市再生特別措置法と都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律ということでございまして、まちづくり支援強化法と呼ばせていただいております。これは基本的には、先ほどもちょっとご議論がございましたけれども、これまでのまちづくりについて、主体となっていた市町村以外の地域住民とか企業等のまちづくり事業、それから活動を推進するために、新たな無利子貸付制度とか協定制度をつくって支援措置を図るという法律でございます。

真ん中あたりに書いてございますが、まちづくり会社、まちづくり公社の資金支援ということで、空き地・空き店舗等の活用、それから駐車場の整備等、ハードの事業に対する

無利子貸し付けといたしまして20億円、それから、ソフトの事業につきまして1.5億円というような資金が投入できるように、制度を改正したところでございます。そのほか、歩行者ネットワーク協定というのをつくりまして、いわゆるペDESTリアンデッキとか、そういうものについて、それを維持保全するために、承継効等で担保いたしまして、成果を生かしていくというような制度を構築したところでございます。

また、予算といたしましては、まちづくり交付金について支援の充実ということで、いわゆる国策まち交と言っておりますが、いわゆる中心市街地の活性化とか歴史まちづくりとか、そういうような重要施策については国費率を上げるというような予算措置も講じたところでございます。

また、平成21年度の補正予算におきましても、当局といたしましては、2ページでございますが、事業費として2,378億円用意してございますし、それに加えまして、4ページでございますけれども、都市開発資金の貸付金といたしまして、先ほどこよつと資金供給の話がございましたけれども、大規模都市再生プロジェクトとか地方の優良な都市開発事業につきまして、民都機構のほうから資金が供給できるようなシステムがございますが、それにつきまして、事業費4,000億円というのを用意させていただいたところでございます。

最近の施策のご紹介でございますが、以上でございます。

○分科会長　　どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご紹介につきまして、ご質問とかございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、これについてはこれまでにさせていただきたいと思っております。

あと、ここで大変恐縮なのでございますが、私のほうから、たつてのお願いということをお願いをさせていただきます。大学のほうで部局長をさせられている関係で、なかなか日程調整が難しく、いろんな方々にご迷惑をおかけしているという状況でございます。といったことで、このあたりで分科会長を辞任させていただきたいと思っております。大変恐縮でございますが、お認めいただければ幸いです。

○事務局　　ただいま、分科会長より、都市計画・歴史的風土分科会長の辞任の申し出がございました。分科会長の互選につきましては、社会資本整備審議会令の規定によりまして、委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと存じますが、ご推薦をお願い

できませんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○C委員　私のほうからご推薦をさせていただきます。幅広い分野に高い見識をお持ちで、長年この分科会で分科会長代理をやっていただいております越澤委員に、ぜひとも会長をお願いしてはいかがかと思っておりますので、ご提案を申し上げます。

○事務局　ただいまC委員より越澤委員をというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局　では、皆様ご異議がないようでございますので、越澤委員に分科会長をお願いいたしたいと思っております。

ここで、越澤分科会長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○分科会長　一言ごあいさつ申し上げます。

今後、委員の皆様と、また事務局の皆様にご協力いただきまして、この分科会、また分科会のもとに2つの部会がございますが、その使命達成にいろいろ努力したいと思います。ぜひよろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

以降、座らせていただきます。

それでは、早速ではございますが、社会資本整備審議会令第6条に基づき、分科会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。分科会長代理としましては、三井委員をお願いしたいと存じます。三井委員、よろしくお願ひいたします。

○G委員　よろしくお願ひいたします。

(事務局から新名簿を配付)

○分科会長　新しい名簿が配付されたようですので、今度は私から1つお願ひがございました。現在、私は歴史的風土部会長にも就任しておりますが、過去、当分科会の歴代分科会長は、部会長を兼任された方もいらっしゃいますし、また兼任されていないケース、両方ございます。私は、4年間部会長をさせていただきましたので、この歴史的風土部会長についてはどなたかにお譲りしたいと思いますので、この点もぜひよろしくお願ひしたいと思います。事務手続等含めてすべて事務局にお任せしますので、よろしくお認めいただけるとありがたいと存じます。

○事務局　それでは、ただいま分科会長より、歴史的風土部会長の辞任の申し出がござ

いました。歴史的風土部会長の互選等につきましては、次回の歴史的風土部会でお話し  
たいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の議事を終了いたします。

最後に、都市・地域整備局長から、委員の皆様方に一言ごあいさつをさせていただきます。

○都市・地域整備局長 委員の先生方、本日は大変お忙しい中ご参集いただきまして、  
誠に有り難うございました。今回は、都市計画部会、引き続いて都市計画・歴史的風土分  
科会ということで、非常に立て込んだスケジュールで合同会議を開催させていただきました  
こと、ご協力いただきましたこと、本当に有り難うございました。

本日は、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告でとりまとめられました今  
後の都市政策の方向の実現の観点から、都市計画制度の具体的見直しに向けて、本日、設  
置についての了解をいただきまして、新たな小委員会において、ご検討をいただけるとい  
うことになりました。今後、この小委員会で都市計画制度の検討をしていただくというこ  
とになるわけですが、先ほどG委員、それとA委員それぞれ、今後の都市計画制  
度の見直しに当たっての検討に際して、おそらくこういうことだと受けとめておりますが、  
昭和43年に新法ができて以来もともと本来ねらっていたところが、本当にうまく機能し  
たかどうかということも検証して、今後、都市計画制度の見直しに際しては、実効性のあ  
る形で都市計画制度を見直さないといけないと考えております。その際には、単に規制制  
度だけではなくて、あるいは規制の強弱をどうするかといったことだけでなく、公的な  
支援、予算の面も含めて、あるいは税の面も含めてであろうかと思いますが、そういうこ  
とも念頭におきながら、総合的に政策目的が実現されるような都市計画制度として検討す  
るようにと、厳しいご注文であったと思いますが、そう受けとめております。

そのようないろんなご意見をいただくことになろうと思いますが、新たに設置されまし  
た小委員会において、具体的都市計画制度について、引き続き検討を深めてまいりたいと  
考えておりますので、各委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力  
をお願いしたいと思います。

いずれにしても、都市計画というのはある意味、国民の皆さん方にとっては非常に空気  
みたいなもので、あってもなくても全然よくわからない。ただ、いざ行動を起こそうとす  
るときに、あるいは、典型例は建築物を建てようと思ったときに、初めて都市計画はこう  
なっていたのだなというのが実感であろうと思いますが、そういうこともできるだけない

ように、日頃から、都市計画とはこういうものだということを身近なものとして考えていただけるような都市計画制度になってもらいたいというような思いで、見直しをしてまいりたいと思いますので、重ねてご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

最後に、先ほど先生から、分科会長の辞任の申し出がございました。短い間でございましたが、大変ご指導をいただきまして、誠に有り難うございました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。引き続き、いろんな観点から都市計画制度の万般にわたりましてご指導、ご支援をお願いしたいと思います。

本日は、大変時間が押しておりましたけれども、予定しておりました議題をつつがなく終了させていただきまして、最後に御礼を申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局　それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉　　会